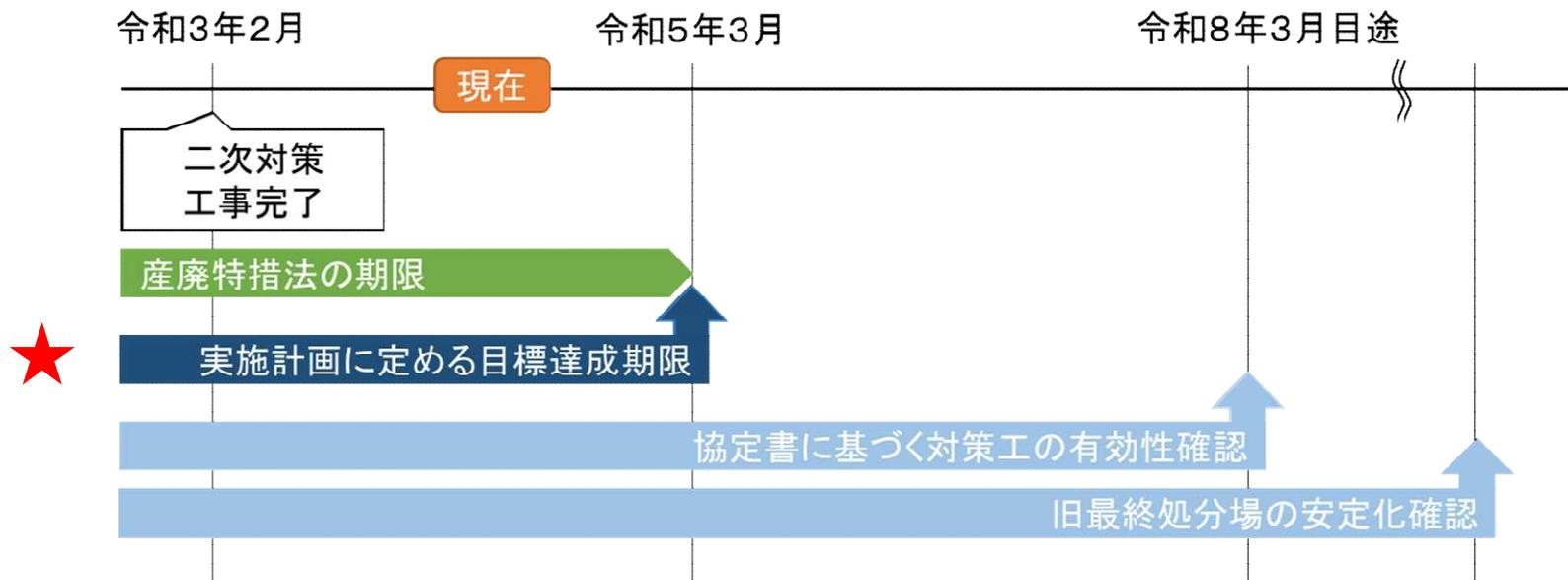


産廃特措法に基づく特定支障除去等事業 実施計画で定めた目標の達成状況について

令和4年(2022年)6月10日

第41回旧RD最終処分場問題連絡協議会

1 実施計画で定めた生活環境保全上達成すべき目標



目標1 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれのないこと。

目標2 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質(塩化ビニルモノマー※、1,4-ジオキサン等)によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

※ 平成29年4月1日からクロロエチレンに名称変更

目標3 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

2 目標達成の判断基準、確認方法および対応状況

(1) 目標1

旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれのないこと。

(Ⅰ) 判断基準

廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていることおよび法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であることが確認できれば目標が達成されたと判断する。

(Ⅱ) 確認方法

対策工事施工後の完了検査により確認する。

(Ⅲ) 対応状況

令和3年2月に完了検査を行い、設計どおり適正に工事が施工されたことを確認した。



* 「判断基準」は実施計画から、「確認方法」は第35回連絡協議会の資料3-1から抜粋

(2) 目標2

旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質(塩化ビニルモノマー※、1,4-ジオキサン等)によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

※ 平成29年4月1日からクロロエチレンに名称変更

(I) 判断基準

旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する。

(II) 確認方法

目標達成に係る旧処分場下流側の評価対象地点における地下水水質の年平均値が工事完了後2年間環境基準に適合することを確認する。ただし、処分場が原因でない項目は除く。

なお、環境基準を超過しているNo.3-1地点のひ素については、旧処分場に起因するものではないこと(=自然由来であること)を確認する。

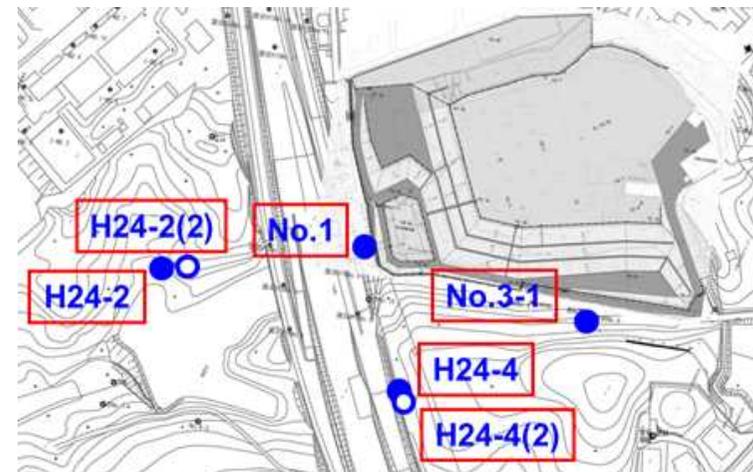


図 評価対象地点(6地点・年4回)

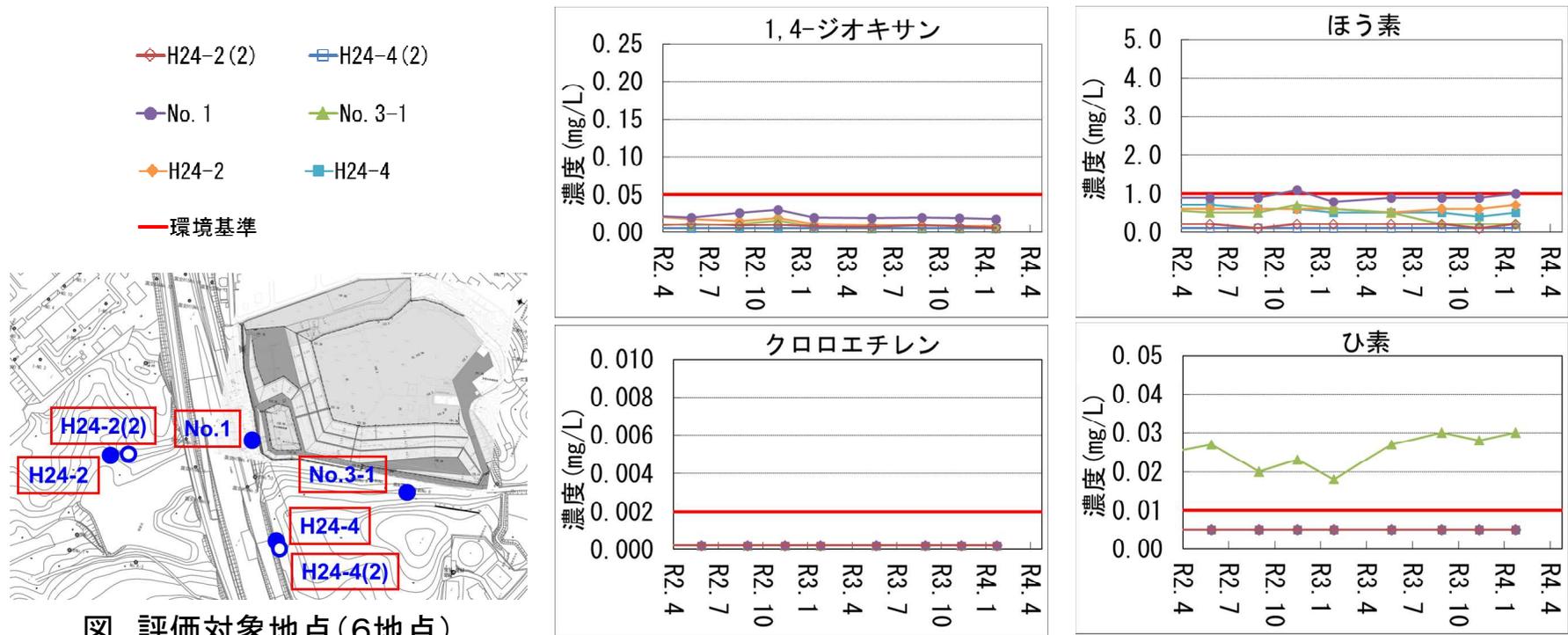
* 「判断基準」は実施計画から、「確認方法」は第35回連絡協議会の資料3-1から抜粋

(Ⅲ) 対応状況

令和3年度第4回調査(令和4年1月)まで、No.3-1地点のひ素を除き、環境基準に適合している。(直近2年間においてもNo.3-1地点のひ素を除き、年平均が環境基準に適合している。)

なお、No.3-1地点のひ素については、旧処分場に起因するものではなく、自然由来と考えられるとの調査結果をとりまとめ、第38回連絡協議会(令和3年9月)に提出した。

⇒このままの状態が継続すれば目標を達成する。



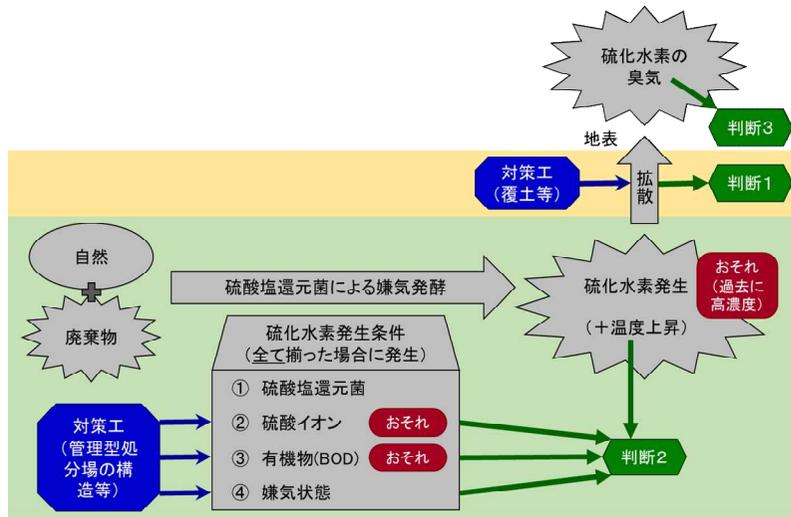
(3) 目標3

旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

(I) 判断基準

(II) 確認方法

- ① 廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること、法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること。 → 判断1
- ② 嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること。 → 判断2
- ③ 旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していること。 → 判断3



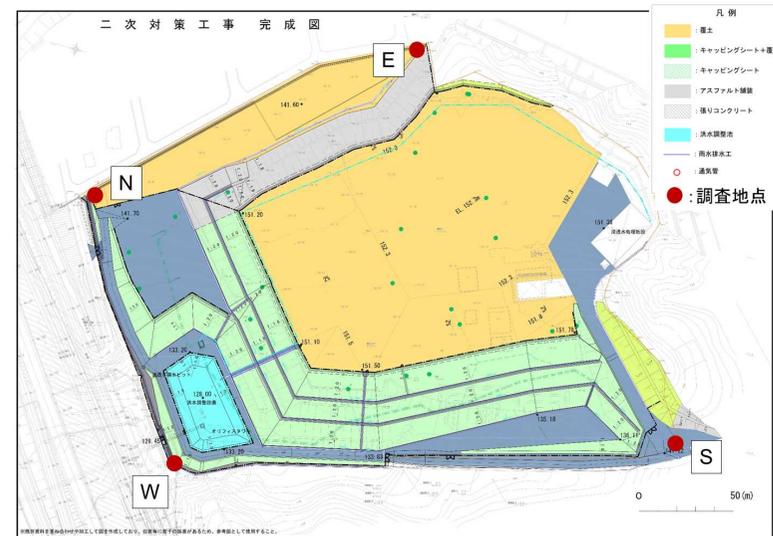
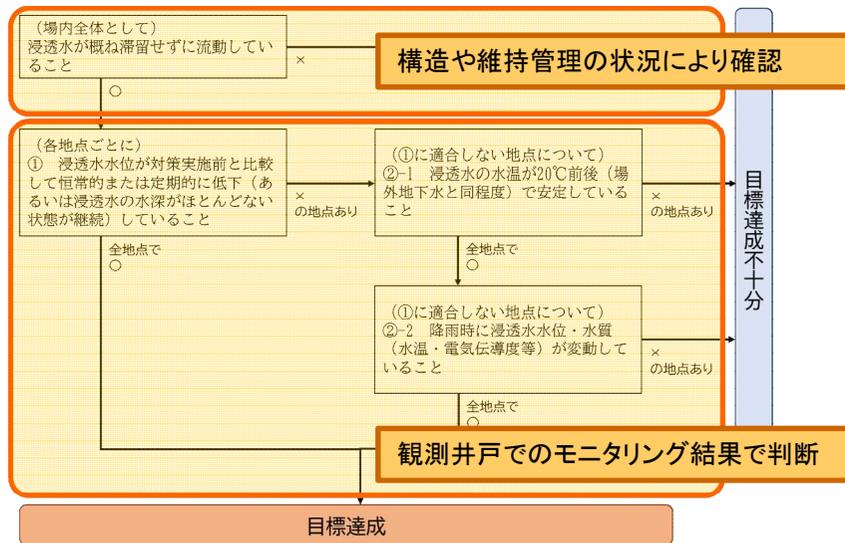
※ 「判断基準」は実施計画から抜粋

(Ⅱ) 確認方法

判断1 対策工事施工後の完了検査により確認する。

判断2 判定フローにより確認する。

判断3 敷地境界において硫化水素ガス濃度を分析し、悪臭防止法および栗東市条例に定める基準を満たしているか確認する。(評価対象地点4地点で年4回)



※ 「確認方法」は第35回連絡協議会の資料3-1および第40回連絡協議会の資料3から抜粋

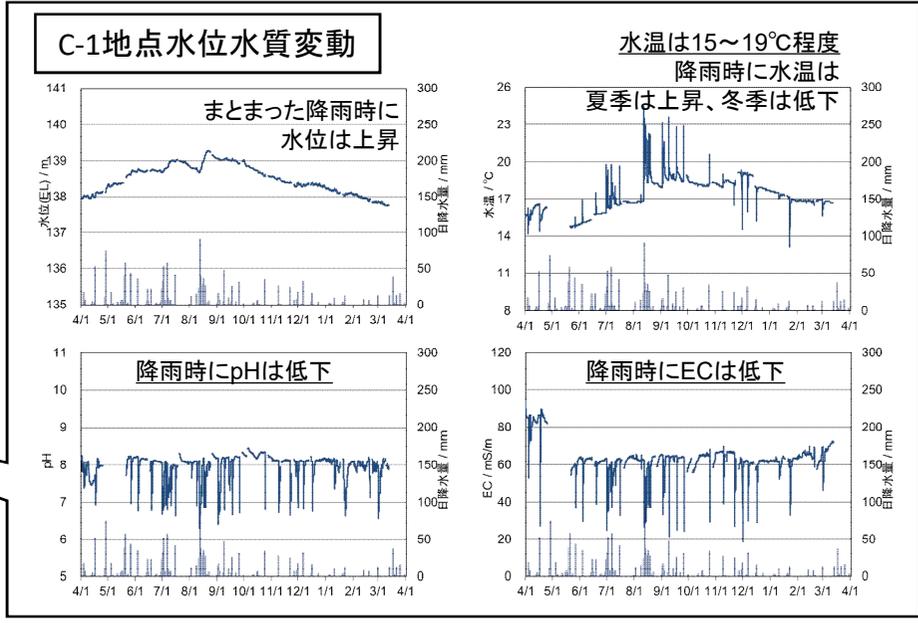
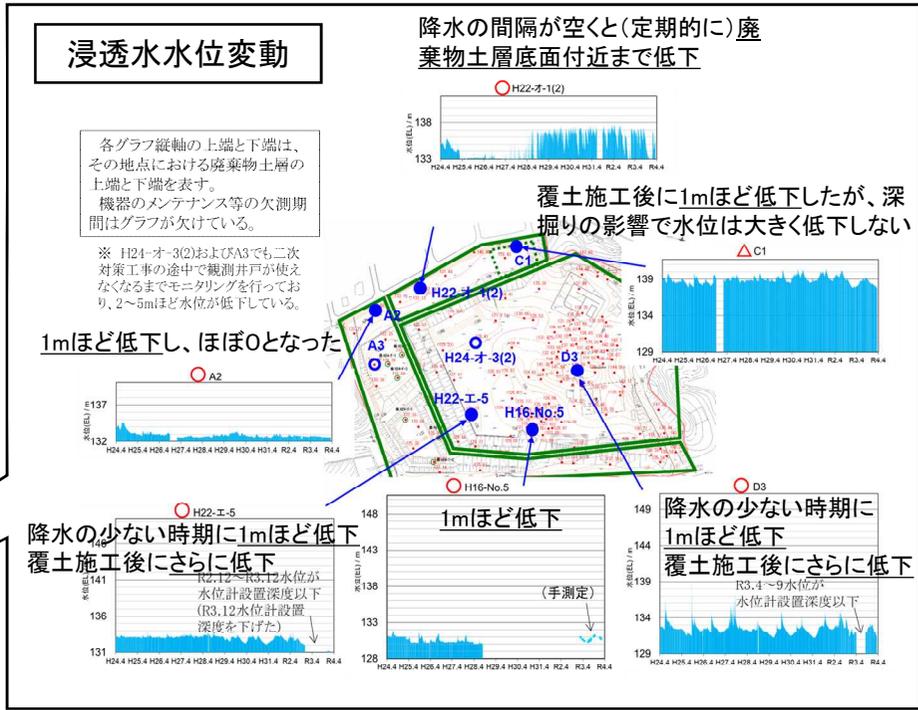
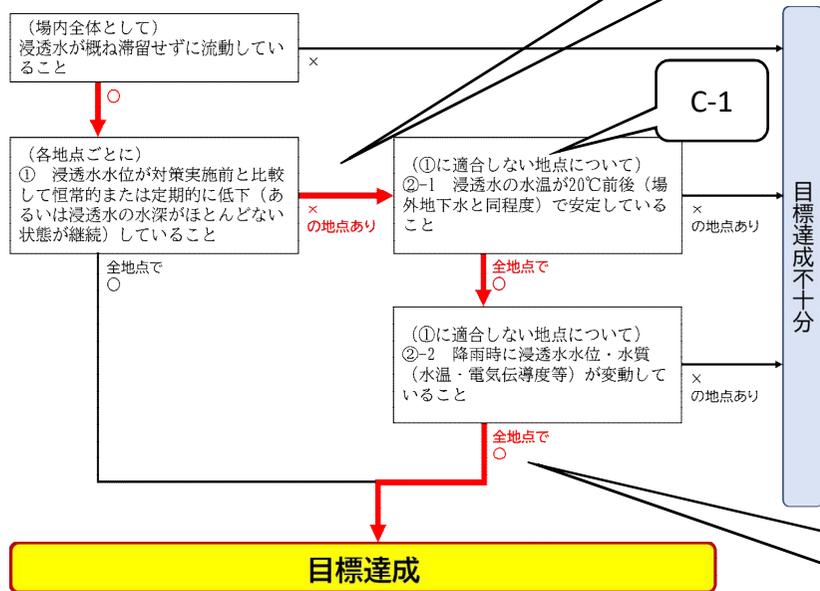
(Ⅲ) 対応状況

判断1

令和3年2月に完了検査を行い、設計どおり適正に工事が施工されたことを確認した。

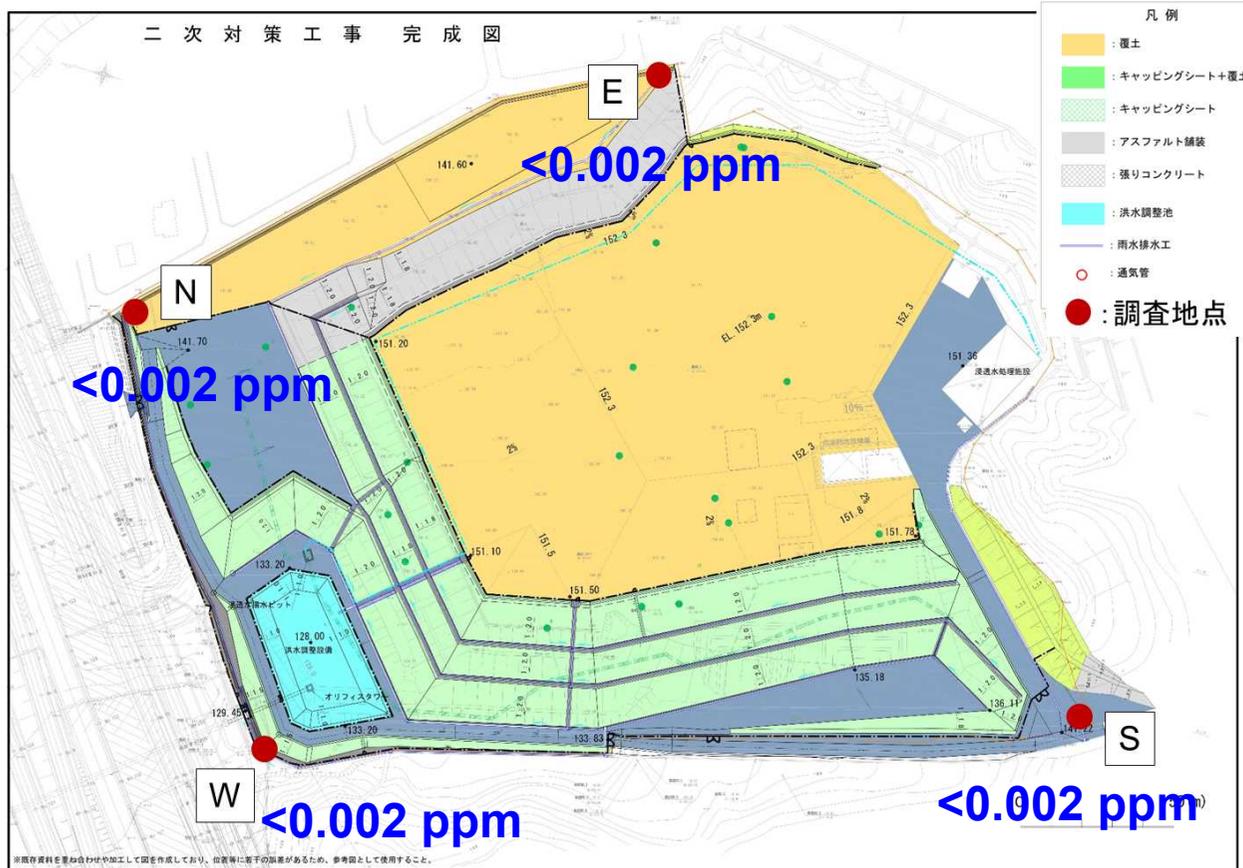
判断2

フローに基づき目標達成(硫化水素発生条件が除去できている)と総合的に判断している。



判断3

調査開始から令和3年度第4回まで、すべての地点(4地点)において不検出



⇒ このままの状態が継続すれば目標を達成する。

3 実施計画で定めた目標の達成状況について

目標1 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれのないこと。

⇒覆土等が設計どおり適正に施工されており目標を達成

目標2 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質(塩化ビニルモノマー※、1,4-ジオキサン等)によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

※ 平成29年4月1日からクロロエチレンに名称変更

⇒自然由来と考えられるNo.3-1地点のひ素を除き、評価対象地点全てにおいて環境基準に適合しており、このままの状態が続けば目標を達成

目標3 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

⇒浸透水が流動していることおよび硫化水素発生条件が除去されていることを総合的に確認でき、評価対象地点全てにおいて不検出であり、このままの状態が続けば目標を達成